

インドネシア 貿易管理制度「輸入管理その他」詳細

1. 税関メインサービス事務所における輸入通関手順.....	3
2. 通関メインパートナー.....	4
3. 優良輸入業者の認定.....	4
4. AEO(Authorized Economic Operator)制度.....	5
5. 船積み前検査.....	5
6. 検疫.....	6
(1) 動植物・水産物	
(2) 放射能汚染許容値	
(3) 木材梱包	
7. インドネシア語ラベル表示義務.....	9
8. インドネシア海運・保険の利用義務(コメ、政府調達品).....	9
9. 商業分野の標準化(製品登録番号の表示).....	10
10. 安全・衛生・環境関連製品の登録.....	10
11. マニュアルブックと保証書の登録.....	11
12. EC通じた100ドル未満の物品の直接輸入禁止.....	11
13. インドネシア国家規格(SNI).....	11
(1) 概要	
(2) 取得義務のある主な製品一覧	
・セメント	
・自動二輪車用ヘルメット	
・食品原料用小麦粉	
・粉カカオ	
・一次電池	
・ガラス	
・ライター	
・電器3品目	
・冷延スチールシート・ロール	
・鋼材	
・建設用鉄線	
・ワイヤーロープ	
・ケーブル	
・LPGボンベ弁	
・LPG ボンベの低圧レギュレーター	
・上水メーター	

- ・ タイヤ
- ・ 一次無機肥料
- ・ 鉄筋コンクリート
- ・ 亜鉛メッキ鋼板 (Baja Lembaran Lapis Seng)
- ・ 亜鉛アルミ合金メッキ・ロール・シート鋼
- ・ ロール・ペレット・シート状熱延鋼
- ・ LPG 鉄ボンベ
- ・ 一口 LPG ガスコンロ
- ・ ミネラルウォーター
- ・ LPGボンベ用ラバーシール
- ・ 陶製品
- ・ 照明
- ・ 玩具
- ・ エアコン・冷蔵庫・洗濯機
- ・ 酢酸
- ・ トリポリリン酸ナトリウム
- ・ 酸化亜鉛
- ・ 酸化アルミニウム
- ・ RBD パームオレイン
- ・ LPG 高圧レギュレーター
- ・ アゾ色素
- ・ 固形 NPK 肥料
- ・ 非合金熱延/再熱延鉄棒
- ・ キャストアイアン・ハブ・パイプ
- ・ インスタントコーヒー
- ・ LPG コンロ・ホース
- ・ 低圧ガスコンロ
- ・ 建設用ガラスブロック
- ・ ビスケット
- ・ メラミン製食器類
- ・ プラスチックー垂直シリンダー・プラスチック水槽ーポリエチレン
- ・ 水道鋼管
- ・ ツナ・イワシ・サバ缶詰
- ・ 電力器具製品／電力利用製品
- ・ 潤滑油

- ・ 自転車
- ・ パーム食用油
- ・ 砂糖
- ・ 紙
- ・ スプレーヤー
- ・ 台所家電・湯沸かし家電
- ・ 注射剤容器
- ・ 結晶シリコン型太陽光パネル

1. 税関メインサービス事務所における輸入通関手順

首都ジャカルタのタンジュンプリオク港に新たに税関メインサービス事務所（Kantor Pelayanan Utama）が設けられたのを受けて、インドネシア関税総局は2007年7月29日付関税総局長規定2007年第21号（No. P-21/BC/2007、関税総局長規定No. P-25/BC/2007 で変更）にて、メインサービス事務所における輸入通関手順を示した。2007年7月1日に発効した。

メインサービス事務所における輸入通関手順は、輸入品を関税地区から搬出する際の通関レーンにより次のように行われる。

- ・ グリーンレーン：書類検査のみ
- ・ イエローレーン：書類検査官の判断による現物検査
- ・ レッドレーン：書類検査および現物検査

※ イエローレーンに指定される輸入は、輸入業者や輸入品目のリスクレベルデータに基づき、ハイリスクの輸入業者がローリスクの品目を輸入する場合、またはミドルリスクの輸入業者がミドルリスクの品目を輸入する場合等。

※ ただし、2022年4月21日付関税総局長規定2022年第2号（No. PER-2/BC/2022）にて、使用目的の輸入品については、イエローレーンは廃止された。

また、メインサービス事務所の開設に伴い、2007年8月に発布された関税総局長規定2007年第24号（No. P-24/BC/2007）にて、輸入申告書（PIB）の提出および通関検査を免除される通関メインパートナーの指名制度が設けられた。これに指名された業者は、上記のレッド・イエロー・グリーンレーンとは別の専用レーンを通る。

2. 通関メインパートナー

2023年11月28日付財務大臣規定2023年第128号にて、優良な輸入業者を、通関分野で特別サービスを供与される通関メインパートナーに認定することがあるとしている。

通関メインパートナーは、過去6ヶ月間に

- a) 輸入申告書において、物品の数量や種類、通関価額の記載に誤りがなく、
- b) 通関分野におけるファシリティの悪用もなく、
- c) 通関分野におけるその他の違反もなく、

輸入関税や租税、罰金等の未払いもなく、通関監査を受けた場合には直近の監査で監査ができないという意見がついていない、などの要件を満たした輸入業者を対象に財務省関税総局により認定されるもので、認定されると、通関分野におけるさまざまな便宜が供与される。旧令では、通関における書類検査や貨物検査の頻度を最低限に抑え、輸入品の搬出は一時蔵置所に保管することなく船から直接、陸上輸送に積み込むTruckloosing等が認められる、とされていた。また、関税総局職員が専属のクライアント・コーディネーターに指名され、通関メインパートナーに対してコンサルティング、コーディネート、指導、モニタリングを提供する。

3. 優良輸入業者の認定

2021年4月1日付商業大臣規定2021年第17号にて、商業大臣が優良輸入業者を認定することになった。条件は：

- a. 製造輸入業者であること
- b. 過去1年間において、すべての各輸入承認について実績報告義務を履行したこと
- c. 過去2年間の納税者ステータスの確認がコンファームされていること
- d. 過去2年間において、本業通りの物品輸入を行ったこと
- e. 過去2年間において、輸入分野の法令違反に対する許認可の取り消しという形での行政罰則を科されていないこと
- f. 現時点で、輸入分野の法令違反に対する警告、許認可の留保または凍結といった行政罰則を受けていないこと；かつ
- g. 商業分野における刑事罰を科されたことがないこと

このほか、財務省関税総局からAEO (Authorized Economic Operator) や通関メインパートナーに認定されている業者も、商業大臣によって優良輸入業者に指定されることができる。優良輸入業者に認定されると、工場移転の場合の中古資本財、直接使用の中古資本財 (20年まで、分類A：HSコード84、85、90、8418、分類B：同4012、8407、8409、8411、88、30年まで、分類C：8901、8903、8904、8905)、製造輸入業者認定番号 (API-P) の危険物質・鉄鋼・タイヤ・工業用水産物、工業用塩、工業原材料のための非危険・

有毒廃棄物（ガラス、ゴム、紙、金属）、セメント、繊維・繊維製品、真珠、潤滑油、カラー多機能機、石油ガス、携帯電話、各種コンプリメント品・アフターセールス品・市場テスト用品、など77種類の輸入承認が**電子的・自動的に発行される**。

4. AEO (Authorized Economic Operator) 制度

2024年12月8日付財務大臣規定2023年第137号にて、セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入業者らを認定し、通関分野における便宜や特別サービスを与えるAEO制度について定められている。

AEOは、関税や租税分野での犯罪歴がなく、過去2年に公認会計士の会計監査を受けた輸入業者らで、関税分野の法令規則を順守し、倉庫データ管理システムや十分な財務能力、コンサルティング・協力・コミュニケーション・システム、教育・訓練システム、計測・分析・向上システムを有する、といった要件を満たす者を対象に、輸入業者らの申請に基づき関税総局が認定する。認定期間は5年間。認定されると、税関手続の簡素化や優先等さまざまな便宜が受けられる。

5. 船積み前検査

船積み前検査は、政府系検査会社であるKerja Sama Operasi Sucofindo-Surveyor Indonesia (KSO SCISI) 社が担当している。船積み前検査の主な流れは以下の通り。

- ・有効な輸入業者登録（API）を持つ輸入者により、KSO SCISIに輸入貨物の検査を申請する。
- ・KSO SCISIは輸入者からの申請受理後、輸出国の指定検査会社を通じ、船積み前検査を手配する。
- ・輸出国の指定検査会社より輸出者に検査依頼書（Request for Information: RFI）が送信される。輸出者は指定検査会社宛てに必要な書類と併せて返送する。
- ・当該検査会社による検査の実施および船積書類の確認後、輸入通関に必要なサーベイヤーレポート（Laporan Surveyor: LS）が輸入者に発行される。

また、保税物流センターでの船積み前検査も可能になっている。

船積み前検査の一般規定：2014年8月8日付商業大臣規定2014年第46号（No. 46/M-DAG/PER/8/2014、2018年12月12日付商業大臣規定2018年第116号で変更）

6. 検疫：

(1) 動植物・水産物

動植物や水産物等の輸入には検疫義務が課されている。根拠法は以下の通り。

- ・ 2019年10月18日付2019年第21号植物・水産物・動物検疫法
- ・ 動物・植物・水産物検疫：2023年6月6日付政令2023年第29号
- ・ 家禽検疫：2014年3月10日付農業大臣規定2014年第37号
(No. 37/Permentan/OT. 140/3/2014)
- ・ 植物検疫：2014年3月10日付農業大臣規定2014年第38号
(No. 38/Permentan/OT. 140/3/2014)
- ・ 動植物の搬入地の制限：2011年12月29日付農業大臣規定2011年第94号
(No. 94/PERMENTAN/OT. 140/12/2011、2014年3月25日付農業大臣規定2014年第44号
(No. 44/Permentan/OT. 140/3/2014)、2017年9月27日付農業大臣規定2017年第35号
(No. 35/PERMENTAN/KR. 020/9/2017)、2018年8月3日付農業大臣規定2018年第35号
(No. 35/PERMENTAN/KR. 020/8/2018)、2019年4月4日付農業大臣規定2019年第20号、2022年11月14日付農業大臣規定2022年第16号にて変更)
搬入地として国際・国内118空港、海・河川・島しょ間港と専用・特別ターミナル401カ所、15国境検問所、65郵便局、2ドライポートが指定されている。
- ・ 動植物検疫に必要な書類と記入方法：2021年1月7日付農業大臣規則2021年第1号
- ・ ユリ科野菜の輸入検疫：農業大臣規定2012年第43号 (No. 43/PERMENTAN/OT. 140/6/2012、2017年6月2日付農業大臣規定2017年第20号 (No. 20/PERMENTAN/KR. 040/6/2017) で変更)
ユリ科野菜の輸入については搬入港がスラバヤ、メダン、マカッサルおよびジャカルタ空港に限られているが、市場操作のためのにんにく輸入についてはこれらにジャカルタのタンジュンプリオク海港が追加されている。
- ・ 動植物の検疫：2015年3月25日付農業大臣規定2015年第12号
(No. 12/Permentan/pp. 340/3/2015、2017年3月13日付農業大臣規定2017年第5号
(No. 05/Permentan/KR. 020/3/2017) で変更)
10桁のHSコードで1,067品目の空港・港などでの検疫について、検疫所の条件や検疫の手順について定めた。対象品目は、法務人権省法規総局ウェブサイトの大臣令のページ (Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal、
<https://peraturan.go.id/>) で確認できる。
- ・ 搬入地外での植物検疫処置：2011年12月29日付農業大臣規定2011年第94号
(No. 94/PERMENTAN/OT. 140/12/2011、2014年3月10日付農業大臣規定第38号
(No. 38/Permentan/OT. 140/3/2014)、2017年9月27日付農業大臣規定2017年第35号
(No. 35/PERMENTAN/KR. 020/9/2017) にて変更)

- ・ 搬入地外での動物検疫処置：2018年4月16日付農業大臣規定2018年第15号 (No. 15/PERMENTAN/KR. 100/4/2018)
- ・ 水産物の検疫：2022年6月7日付海洋水産大臣規定2022年第8号
輸入において水産物検疫と品質や安全性の検査が義務付けられる水産物として、8桁のHSコードベースで481品目が挙げられている。詳細は法務人權省法規総局ウェブサイトの大臣令のページ (Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri、<https://peraturan.go.id/>)参照。搬入許可 (SPKTM) や搬入承認書 (SPL)、安全証明が必要。
- ・ 魚のための生物学的薬の検疫：2017年5月9日付海洋水産大臣規定2017年第34号 (No. 34/PERMEN-KP/2017)
原産地証明、管轄省庁からの輸入証明書などの添付が必要。搬入港はメダン、ジャカルタ、スラバヤ、マカッサルの海空港、スマランの海港、バリの空港に限られている。

(2) 放射能汚染許容値

- ・ 動物性／植物性生鮮食品：2022年7月22日付農業大臣規定2022年第12号
核や放射能の危険ステータスにある国や地域からの動植物の生鮮食品の輸入には、原産国の当局などが食品の放射能汚染が定められた基準値内である旨表明した食品放射能証明を添付することとした。その基準値は以下の通り。

	I-131	Cs-137
a. 牛乳と乳製品	100	150
b. 果物と野菜	1,000	500
c. 生肉と肉製品	-	500
d. シリアル、トウモロコシ・大麦の粉を含む	-	500
e. その他の食品	-	500

この証明を添付した輸入は検疫と食品安全検査に進むが、証明の添付がない輸入は放射能汚染試験が行われる。この試験で陽性となり、輸入が拒否された原産国よりの次の輸入は、自動的に放射能汚染試験に回される。

- ・ 水産物：2019年12月31日付海洋水産大臣規定2019年第49号 (No. 49/PERMEN-KP/2019)
放射能汚染緊急事態を通知した、あるいは国際原子力機関によって放射能汚染緊急事態に陥ったと発表された国からの水産物と水産養殖生産設備で、インドネシアに搬入してインドネシア国内で流通しようとするものには、原産国の権限を有する当局が発行した、水産物・水産養殖生産設備が許容値を超えた放射性物質を含んでいないこと

を表明する放射性物質検査証明と放射性物質モニタリング結果を添付しなければならない。放射性物質の許容値はセシウム137 (Cs-137) で500 Bq/kgまで。

(3) 木材梱包

インドネシア農業省は、2009年2月9日付農業大臣規定2009年第12号 (No. 12/Permentan/OT. 140/2/2009、2009年9月1日に発効) にて、インドネシアへ搬入される木材梱包についての規定を、国際基準No. 15「国際貿易における木材梱包材の規制のための指針」に沿って定めた。

木製梱包の搬入条件は以下の通り

(a~dのうち一つでも満たされていない木製梱包の搬入は拒否される)。

- a. 定められた搬入場所を通じて搬入する
- b. 搬入場所の植物検疫官に届け出て該当物を引き渡し、検疫を受ける。届け出、該当物の引き渡しは遅くとも木製梱包が到着し、搬入場所から国内へ搬出される前まで。
- c. 樹皮がない
- d. 本大臣規定で定められたマーキングが、原産国の当局に登録された者によって押印されている

検疫は、検査、処理、拒否、廃棄処分、および/あるいは合格から成り、運送中または運送後に積み降ろされた後に実施される。検疫は、植物有害組織のリスク分析、原産国、梱包されている商品の種類、および/あるいは所有者のプロフィールなどについてランダムに実施されるもので、より具体的には以下の事項を確認するために行われる。

- ・ マーキングがあるか否か、マーキングに虚偽はないか
マーキングが押印されていない、本大臣規定に従っていない場合は処理が施された後に合格となる。マーキングの例示については法務人權省法規総局ウェブサイトの大臣令のページ (Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri、<https://peraturan.go.id/>) で確認出来る。
- ・ 物理的な状態はどうか
- ・ 技術規定は遵守されているか
- ・ 植物有害組織を含んでいる可能性があるかないか
植物有害組織から懸念がある場合は、処理を施された後に合格となる。

処理には以下のものがある：

- a. 熱処理：木材の中の中心部の温度が最低56度に達した状態を最低30分間維持
- b. メチルブロマイド（CH₃Br）燻蒸処理

処理の対象には虫類が12種と線虫類が1種類挙げられている。その種類については農業省ウェブサイトの法令ページ（同上）で確認できる。マーキングと物理的な状態が本大臣規定に沿っており、植物有害組織から解放されていると確認された場合は合格とされ、合格証明証が発行される。逆に不合格と判定された木製梱包は、14稼動日以内にインドネシア国内から搬出されなければならない、搬出されない場合は廃棄処分される。

7. インドネシア語ラベル表示義務

2021年4月1日付商業大臣規定2021年第25号にて、輸入品も含め、国内市場で最終消費者向けに販売される特定の物品にインドネシア語のラベル表示をすることが義務付けられている。

対象は、家電・情報通信電気製品44種類、建材8種類、自動車部品その他27種類、繊維・繊維製品26種類、履物、皮革製品、メガネのフレーム、洗剤、殺虫剤、時計、電気ケーブル、コピー紙、ライター、マッチ、電力メーター、電球、配電盤、玩具、テーブルウェア、プラスチック製家庭用品、肥料、印刷インク、塗料で、それぞれ物品の詳細、ラベルの記載事項、ラベルの表示場所が定められている。詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan](https://jdih.kemendag.go.id/peraturan)、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）で確認できる。

8. インドネシア海運・保険の利用義務（コメ、政府調達品）

2020年4月1日付商業大臣規定2020年第40号（2020年7月7日付商業大臣規定2020年第65号で変更）にて、輸送能力が載貨重量トン数で1万トンまでの海上輸送機関を使用して輸入を行う輸入業者がコメ（HS 10.06）と政府調達品の輸入を行う場合、インドネシアの海運会社が運営し、そのデータを商業省国際貿易総局へ届けられたインドネシア海上輸送機関と、商業大臣から登録証を取得したインドネシアの保険会社または政府系輸出金融が提供するインドネシアの保険を利用することが義務付けられる。船積み前検査、インドネシアの海上輸送機関とインドネシアの保険の利用実績報告の義務がある。

9. 商業分野の標準化（製品登録番号の表示）

2019年10月18日付商業大臣規定2019年第81号にて、インドネシア国家規格（SNI）が強制適用されている、および技術条件が義務化されている商品は、商業省品質管理標準化総局に登録の上、国産品も輸入品も、NPBと呼ばれる製品登録番号を取得し、同番号を商品に表示することが義務付けられている。国産品は流通開始前に、輸入品は輸入前までに、商業省商業消費者保護総局に登録し、NPBを取得する。

対象は106カテゴリー、HSコード・ベースで351品目。詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan, https://jdih.kemendag.go.id/peraturan](https://jdih.kemendag.go.id/peraturan)）で確認できる。

10. 安全・衛生・環境関連製品の登録

2019年2月25日付商業大臣規定2019年第18号にて、国産のものでも輸入品でも、安全・衛生・環境に関わると見なされる製品は、商標およびモデルごと、国内市場流通前に、商業省へ登録しなければならないことになった。2019年8月14日に発効。

対象は、

a. 感電の危険性がある電気・電子製品：

電気掃除機、トースター、炊飯器、電気ケトル、ヘアドライヤー、電子レンジ、電気カミソリ、電気マッサージ器、瞬間湯沸器、多目的電気ポット、可搬型電気オーブン、ブレンダー、ジューサー、ミキサー、電気フードプロセッサー、ウォーターディスペンサー、ハンドドライヤー、電気ヘアアイロン、電気ドリル、電気グラインダー、プレーナー、電気のこぎり

b. 有害成分（重金属、アゾ化合物、ホルムアルデヒド、フタル酸エステル類など）を含有する製品：

繊維製品（織物・編物）、カーペット、タオル、シーツ、枕カバー、ベッドカバー、ハンカチ、ブランケット、マットレス、履物、消しゴム、顔料

登録は、商業省消費者保護・商業規制総局の許認可サービスシステムを通じて、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）において準備が整った後にはOSSを通じて、行う。登録には事業基本番号（NIB）、工業／商業事業許可、自己適合宣言書、販売業者、代理店、卸売業者／小売業者のリストが必要で、自己適合宣言書にはそれぞれの製品について定められた許容値内にあることを示した試験結果を添付する。

登録が認められて発行される製品登録番号は、製品、包装／ラベルに記載しなければならない。5年ごとの再登録義務がある。

11. マニュアルブックと保証書の登録

2019年5月27日付商業大臣規定2019年第38号にて、電気製品や通信機器は輸入のものも含め、2019年11月30日以降、国内流通前にインドネシア語のマニュアルブックと保証書を登録し、その登録番号をマニュアルブックと保証書に付すことが義務付けられている。対象は75品目。詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）で確認できる。登録はオンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて行われる。

また、登録申請時にはアフターセールスサービスセンターが、当該商品が流通する6つの州・県／市に少なくとも6センター準備されていないとならない。

12. EC通じた100ドル未満の物品の直接輸入禁止

2023年9月25日付商業大臣規定2023年第31号にて電子商取引（EC）による海外からの直接販売がFOB価格100米ドル以上のものに規制されたことにより、国境を越えて電子商取引活動を行う電子商取引プロバイダーを通じて最低価額1個100米ドル未満の価格で直接輸入することができなくなった。ただし、2023年12月19日付商業大臣決定2023年第1998号により、8桁のHSコードベースで、書籍が9品目、映画とソフトウェアが各5品目、音楽が4品目は例外とされた。

13. インドネシア国家規格（Standar Nasional Indonesia：SNI）：

(1) 概要

SNIは単なる製品規格にとどまらず、サービスや（管理）システム、プロセス、人員（技能）、試験方法、デザイン等の標準化にも及ぶ包括的な規格である。原則としてSNIは任意取得の規格だが、特定製品については取得義務がある。該当する製品を輸入する場合、輸入業者は、SNI証使用製品証明（SPPT-SNI）を取得し、該当製品にSNI証あるいはSPPT-SNIを付すること必要。SPPT-SNIは、国家認証委員会（KAN）が認証した製品認証機関（LSPro）がテストや監査を通じて発行する。

SNIの一覧は国家標準化庁（Badan Standardisasi Nasional BSN）のウェブページ（<https://www.bsn.go.id/>）で確認することが出来る。

(2) 取得義務のある品目一覧

SNIの基準遵守が義務付けられた主な品目は以下に挙げる。

このうち工業省管轄製品については、同省のウェブサイト

(http://pustan.kemenperin.go.id/List_SNI_Wajib)にて、最新の一覧を確認できる。また、2017年2月24日付工業大臣規定2017年第6号(No.06/M-IND/PER/2/2017)にて、対象品目のHSコードの2012年版から2017年版への読み替えがなされている。読み替えは工業省ウェブサイトの法令ページ(Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>)で確認できる。

・セメント

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第82号(No.82/M-IND/PER/9/2015)にて、セメントのSNI強制適用が定められている：

- a. 白ポルトランド、SNI番号15-0129-2004、HSコード2523.21.00
- b. ポルトランド・ポゾラン、SNI番号0302：2014、HSコードEx 2523.29.90
- c. ポルトランド、SNI番号2049：2015、HSコードEx 2523.29.10、Ex 2523.29.90
- d. 混合ポルトランド、SNI番号15-3500-2004、HSコードEx 2523.29.90
- e. マソンリー、SNI番号15-3758-2004、HSコードEx 2523.29.90
- f. 合成ポルトランド、SNI番号7064-2014、HSコードEx 2523.90.00

・自動二輪車用ヘルメット

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第79号(No.79/M-IND/PER/9/2015)にて、HSコード6506.10.10に該当する二輪車用ヘルメットにSNI番号1811-2007の強制適用が定められている。

・食品原料用小麦粉

2015年7月23日付工業大臣規定2015年第59号(No.59/M-IND/PER/7/2015)にて、HSコード1101.00.11に該当する食品原料用の小麦粉にSNI 3751-2009の強制適用が定められている。

・粉カカオ

2009年5月4日付工業大臣規定2009年第45号(No.45/M-IND/PER/5/2009、2010年6月1日付工業大臣規定2010年第60号(No.60/M-IND/PER/6/2010)で変更)にて、HSコード1805.00.00に該当する粉カカオにSNI3747-2009の適用を義務化。2009年11月4日より発効。対象となる製品は、包装された、および/あるいはバルク状の粉カカオ、ブレンド粉カカオ、再包装プロセスを施した粉カカオの3種。

・一次電池

2009年3月27日付工業大臣規定2009年第36号(No.36/M-IND/PER/3/2009、2009年10月9日

付工業大臣規定2009年第101号（No. 101/M-IND/PER/10/2009）で変更）にて、HS コード 8506. 10. 10、8506. 10. 90、8506. 50. 00、8506. 80. 10、8506. 80. 20 に該当する特定の一次電池に、SNI 04-2051. 1-2004、同04-2051. 2-2004 の適用を義務化。

・ ガラス

2015年9月29日付工業大臣規定 2015年第80号（No. 80/M-IND/PER/9/2015）にて、ガラスのSNI強制適用が定められている：

	SNI 番号	HS コード
① 自動車用安全ガラス		
a. Tempered Safety Glass	15-0048-2005	7007. 11. 10
	修正1：2014	
b. Laminated Safty Glass	15-1326-2005	7007. 21. 10
② ガラス板	15-0047-2005	
HS コードは 7003. 12. 20、7003. 12. 90、7003. 19. 90、7004. 20. 90、7004. 90. 90、7005. 10. 90、7005. 21. 90、7005. 29. 90、7006. 00. 90		
③ 鏡		
a. アルミめっきシート鏡	15-4756-1998	Ex. 7009. 91. 00 Ex. 7009. 92. 00
b. 銀めっきシート鏡	ISO 25537：2011	Ex. 7009. 91. 00 Ex. 7009. 92. 00

・ ライター

2010年7月13日付工業大臣規定 2010年第72号（No. 72/M-IND/PER/7/2010）にて、HS コード 9613. 10. 10、9613. 10. 90、9613. 20. 10、9613. 20. 90、9613. 80. 20、9613. 80. 30、9613. 80. 90 のライターに、SNI19-7120-2005 およびその改定の遵守を義務化。

・ 電器3品目

2010年8月3日付工業大臣規定2010年第84号（No. 84/M-IND/PER/8/2010）にて、水くみ上げポンプ、電気アイロン等にSNIの遵守を義務化し、2012年2月14日付工業大臣規定2012年第17号（No. 17/M-IND/PER/2/2012）で以下のとおりに改めた。

- a. 水くみ上げポンプ（ex. HS 8413. 70. 42、8413. 70. 91、8413. 81. 13）：04-6292. 2. 41-2003
- b. 電気アイロン（HS 8516. 40. 90）：04-6292. 2. 3-2003
- c. CRT-TV（HS 8528. 72. 91）：04-6253-2003

ただし、2018年6月8日付工業大臣規定2018年第15号にて、2019年6月26日から、次のオーディオビデオと同様の電気製品に SNI 04-6253-2003 を強制適用する規則に代わる：

- a. 42 インチまでのテレビ HS 8528.72.91、Ex. 8528.72.92、Ex. 8528.72.99
- b. DVD プレーヤー、ブルーレイ HS Ex. 8521.90.19、Ex. 8521.90.99
- c. カーオーディオ HS Ex. 8527.21.00、Ex. 8527.29.00
- d. アクティブスピーカー HS Ex. 8518.21.10、Ex. 8518.21.90、Ex. 8518.22.10、Ex. 8518.22.90、Ex. 8518.29.90
- e. テレビのセットトップボックス HS Ex. 8528.71.11

・冷延スチールシート・ロール

2010年8月25日付工業大臣規定2010年第90号（No. 90/M-IND/PER/8/2010、2011年2月23日付工業大臣規定2011年第23号（No. 23/M-IND/PER/2/2011）、2012年2月27日付工業大臣規定2012年第41号（No. 41/M-IND/PER/2/2012）で変更）にて、HSコード8桁ベースで23品目の冷延スチールシート・ロールに SNI07-3567-2006 の適用を義務化。詳細は、工業省ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）。

・鋼材

2011年2月21日付工業大臣規定2011年第20号（No. 20/M-IND/PER/2/2011、2012年2月27日付工業大臣規定第43号（No. 43/M-IND/PER/2/2012）で変更）にて、鋼材（Baja Profil）の SNI 適用を義務化。

- a. Angel & Foot Steel Profile SNI 07-2054-2006
- b. I ビーム SNI 07-0329-2005
- c. U 鋼管 SNI 07-0052-2006
- d. WF Steel Profile SNI 07-7178-2006
- e. H Steel Profile SNI 2610 : 2011

それぞれ該当する HS コードは、工業省ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）で確認できる。

・建設用鉄線

2017年7月11日付工業大臣規定2017年第28号（No. 28/M-IND/PER/7/2017）にて、コンクリート工事に必要な圧力前コンクリート鋼ワイヤー SNI の強制適用を決めた。該当品と該当 SNI 番号は次の通り：

- | | | |
|-------------------------|--|---------------|
| ① PC Strand / KB j P-P7 | Ex HS 7312. 10. 91
Ex HS 7312. 10. 99 | SNI 1154:2016 |
| ② PC Wire / KB j P | Ex HS 7217. 10. 33、Ex HS 7217. 10. 39、
Ex HS 7229. 20. 00、Ex HS 7229. 90. 20、
Ex HS 7229. 90. 99 | SNI 1155:2016 |
| ③ PC Bar / KB j P-Q | Ex HS 7217. 10. 22、HS 7217. 10. 29、
Ex HS 7229. 20. 00、Ex HS 7229. 90. 99 | SNI 7701:2016 |

・ワイヤーロープ

2011年4月15日付工業大臣規定2011年第45号（No. 45/M-IND/PER/4/2011、2012年2月27日付工業大臣規定2012年第45号（No. 45/M-IND/PER/2/2012）で変更）にて、HSコード7312. 10. 10、7312. 10. 99、7312. 10. 10、7312. 10. 99、7312. 90. 00（石油用のみ）に該当するワイヤーロープに、一般用にはSNI0076：2008、石油ガス用では0727：2008の適用を義務化。

・ケーブル

2014年10月2日付工業大臣規定2014年第84号（No. 84/M-IND/PER/10/2014）にて、5種類のケーブルにSNI 04. 6629. 3-2006、04. 6629. 4-2006、04. 6629. 5-2006、SNI IEC 60502-1:2009、60502-2：2009の強制適用を決めた。対象品目の詳細は工業省ウェブサイト（Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）で確認できる。

・LPG ボンベ弁

2012年1月30日付工業大臣規定2012年第9号（No. 09/M-IND/PER/1/2012）にて、HSコード8481. 80. 21に該当する鉄製LPGボンベ弁にSNI1591：2008の遵守を義務化。

・LPG ボンベの低圧レギュレーター

2018年5月17日付工業大臣規定2018年第12にて、HSコードex. 8481. 10. 99に該当する鉄製LPGボンベの低圧レギュレーターにSNI 7369：2012の遵守が義務とされた。

・上水メーター

2012年1月30日付工業大臣規定2012年第7号（No. 07/M-IND/PER/1/2012）にて、HS9028. 20. 20に該当する上水メーターにSNI2547：2008の遵守を義務化。SNI2418. 3：2009を採用してテストに合格した上水メーターもSNI番号2547：2008に従ったものと認められる。

・タイヤ

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第76号（No. 76/M-IND/PER/9/2015）にて、タイヤのSNI遵守義務が改められ、以下の6品目にSNIの遵守が義務付けられた：

- a. 乗用車用 HS 4011.10.00 SNI 0098-2012 とその修正
- b. 軽トラ用 HS 4011.10.00 SNI 0100-2002 とその修正
- c. トラック・バス用 HS 4011.20.10 SNI 0099-2012 とその修正
- d. 二輪車用 HS 4011.40.00 SNI 0101-2012
- e. 自動車両の内タイヤ HS 4013.10.11（乗用車・軽トラ）、4013.10.21（トラック・バス）、4013.90.20（二輪車） SNI 6700-2012 とその修正
- f. ホイール装着済タイヤ HS 8708.70.22、8708.70.29 SNI 0098-2012 とその修正、0100-2012 とその修正、0099-2012 とその修正、0101-2012 とその修正

・一次無機肥料

2013年4月15日付工業大臣規定2013年第26号（No. 26/M-IND/PER/4/2013、2015年11月25日付工業大臣規定第106号（No. 106/M-IND/11/2015）にて変更）にて、一次無機肥料6品目に以下のSNI規定の遵守を義務化：

- a. 尿素肥料 SNI 2801 : 2010 HS 3102.10.00
- b. 硫化アンモニウム（ZA）肥料 SNI 02-1760-2005 HS 3102.21.00
- c. トリプルスーパー燐肥料 SNI 02-0086-2005 HS ex. 3103.11.90
- d. 統一スーパー燐肥料（SP-36） SNI 02-3769-2005 HS ex. 3103.11.90
- e. 農業用天然燐肥料 SNI 02-3776-2005 HS ex. 3103.90.90
- f. 塩化カリウム肥料（KCI） SNI 02-2805-2005 HS 3104.20.00

・鉄筋コンクリート

2012年2月27日付工業大臣規定2012年第37号（No. 37/M-IND/PER/2/2012）にて、鉄筋コンクリートのSNI適用義務規則を改めた。

- a. 鉄筋コンクリート SNI07-2052-2002、HSコード7214.20.31、7214.99.91
- b. 再熱延鉄筋コンクリート SNI07-0065-2002、HSコード7214.99.91
- c. ロール状鉄筋コンクリート、SNI07-0954-2005、HSコード7213.91.20、7213.99.20

ただし、2018年5月28日付工業大臣規定2018年第14号にて、2019年5月31日から適用SNI番号が次が変わる：

- a. 鉄筋コンクリート SNI 2052 : 2017
- b. 再熱延鉄筋コンクリート SNI 07-0065-2002
- c. ロール状鉄筋コンクリート、SNI 07-0954-2005

なお、2019年9月10日付公共事業国民住宅大臣回状2019年第13号(No. 13/SE/M/2019)は、建設工事に使用される鉄筋コンクリート鋼にSNI 2052:2017(鉄筋コンクリート鋼について)および2847:2013(ビル用構造鋼の条件について)を強制適用することを通知している。

・亜鉛メッキ鋼板 (Baja Lembaran Lapis Seng)

2012年2月27日付工業大臣規定2012年第38号(No. 38/M-IND/PER/2/2012)にて、HSコード7210.41.11、7210.41.12、7210.41.19、7210.49.11、7210.49.12、7210.49.13、7210.49.19、7212.30.11、7212.30.12、7212.30.13、7212.30.14、7212.30.19に該当する亜鉛メッキ鋼板(Baja Lembaran Lapis Seng)にSNI07-2053-2006の適用を義務化。

・亜鉛アルミ合金メッキ・ロール・シート鋼

(Bj.L AS、Gulungan Lapis Paduan Aluminium-Seng)

2012年2月27日付工業大臣規定2012年第39号(No. 39/M-IND/PER/2/2012)にて、HSコード7210.61.11、7212.50.23、7212.50.24、7212.50.29に該当する亜鉛アルミ合金メッキ・ロール・シート鋼(Bj.L AS、Gulungan Lapis Paduan Aluminium-Seng)にSNI4096:2007とその改定の適用を義務化。

・ロール・ペレット・シート状熱延鋼

2014年5月21日付工業大臣規定2014年第36号(No. 36/M-IND/PER/5/2014)にて、HSコード7208台13品目および7211台10品目に該当するロール・ペレット・シート状熱延鋼にSNI 07-0601-2006の強制適用を決めた。対象品目の詳細は工業省ウェブサイトの法令のページ(Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>)で確認できる。

・LPG 鉄ボンベ

2012年3月9日付工業大臣規定2012年第47号(No. 47/M-IND/PER/3/2012)にて、LPG 鉄ボンベ3品目にSNI1452:2011の適用を義務化。該当するHSコードは工業省ウェブサイトの法令のページ(Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>)で確認できる。

・一口LPG ガスコンロ

2013年11月25日付工業大臣規定2013年第62号(No. 62/M-IND/PER/11/2013)にて、火打システム搭載の一口LPG ガスコンロ3品目にSNI7368:2011の適用を義務づけて

いる。該当する HS コードは工業省ウェブサイトの法令のページ (Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>) で確認できる。

・ミネラルウォーター

2016年11月11日付工業大臣規定2016年第78号 (No. 78/M-IND/PER/11/2016、2019年7月25日付工業大臣規定2019年第26号で変更) にて、HSコード2201.10.10に該当するミネラルウォーター-SNI 3553:2015、ex. 2853.90.10に該当するデミネラルウォーターにSNI 6241:2015、2201.10.10に該当する天然ミネラルウォーターにはSNI 6242:2015、炭酸水には7812:2013の適用を義務化。

・LPGボンベ用ラバーシール

2012年5月16日付工業大臣規定2012年第97号 (No. 67/M-IND/PER/5/2012、2015年9月29日付工業大臣規定2015年第84号 (No. 84/M-IND/PER/9/2015) で変更) にて、HSコードex. 4016.93.90に該当するLPGボンベの口に使用するラバーシールにSNI番号7655:2010の適用が義務付けられている。

・陶製品

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第81号 (No. 81/M-IND/PER/9/2015、2016年1月7日付工業大臣規定2016年第1号 (No. 01/M-IND/PER/1/2016)、2018年12月27日付工業大臣規定2018年第48号で変更) にて、陶器のSNI強制適用が定められている：

	SNI 番号	HS コード
① テーブルウエア	7275:2018	Ex. 6911.10.00、Ex. 6912.00.00
② 便器	03-0797-2006	Ex. 6910.10.00

うち陶製タイルについては、2016年12月23日付工業大臣規定2016年第85号 (No. 85/M-IND/PER/12/2016) にて、一級タイルと非一級タイルいずれもSNI 13006:2010の品質条件の適用が義務と改められた。対象品目は8桁のHSコードで30品目、工業省ウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>) で確認できる。

・照明

2009年8月11日付エネルギー・鉱物資源大臣規定2009年第15号およびその変更規定である2012年6月25日付エネルギー・鉱物資源大臣規定2012年第19号にて、照明コントロール装備第1部：一般条件と安全性についてのSNI 04-6959.1-2003、および照明

コントロール装備第2-3部：蛍光照明のためA.B.供給されるエレクトロニック・ネオンの特別条件についてのSNI 04-6959.2.3-2003（HSコードex 8504.10.00.00）の遵守を義務化。

・玩具

2013年4月2日付工業大臣規定2013年第24号（No.24/M-IND/PER/4/2013、2013年11月11日付工業大臣規定2013年第55号（No.55/M-IND/PER/10/2013）、2015年12月29日付工業大臣規定2015年第111号（No.111/M-IND/PER/12/2015）、2018年4月2日付工業大臣規定2018年第29号にて変更）にて、14歳以下を対象にした玩具、8桁のHSコードで13品目（ベビーウオーカー9403.70.10、三輪車等9503.00.10、人形9503.00.21、電動鉄道玩具9503.00.30、プラモデル9503.00.40、非プラスチックの組立玩具セット9503.00.50、ぬいぐるみ9503.00.60、パズル9503.00.70、ブロック9503.00.91、縄跳び9503.00.92、他9503.00.93、9503.00.94、9503.00.99）に、以下のSNIの強制適用を課した：

- a. SNI ISO 8124-1:2010
- b. SNI ISO 8124-2:2010
- c. SNI ISO 8124-3:2010
- d. SNI ISO 8124-4:2010
- e. SNI IEC 62115 : 2011
- f. パラメーターの一部：EN71-5、SNI 7617:2010のノン・アゾとホルムアルデヒド対象品目は、工業省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）で確認できる。

・エアコン・冷蔵庫・洗濯機

2013年7月2日付工業大臣規定2013年第34号（No.34/M-IND/PER/7/2013）にて、エアコン、冷蔵庫、洗濯機に以下のSNIの適用遵守を義務付けた：

- a. 冷却能力3PKまで、電圧250Vまでの室内エアコン（evaporator air coolerを除く）HSコード8415.10.10 SNI IEC 60335-2-40-2009
- b. 容量300リッターまで、電圧250Vまでの冷蔵庫（ショーケースは除く）HSコード8418.10.11、ex. 8418.10.19、8418.21.10、ex. 8418.21.90、8418.29.00、8418.30.10、ex. 8418.30.90、8418.40.10、ex. 8418.40.90 SNI IEC 60335-2-24-2009

- c. 乾燥したリネンで容量 10kg まで、電圧 250V までの洗濯機 HS コード
8450. 11. 10、8450. 11. 90、8450. 12. 10、8450. 12. 90、8450. 19. 11、8450. 19. 19
SNI IEC 60335-2-7-2009

上記のほか、家電一般規則である SNI IEC 60335-1：2009 の遵守も必要。

- ・酢酸

2013 年 12 月 12 日付工業大臣規定 2013 年第 63 号 (No. 63/M-IND/12/2013、2014 年 4 月 21 日付工業大臣規定 2014 年第 19 号 (No. 19/M-IND/PER/3/2014) および 2015 年 11 月 25 日付工業大臣規定第 105 号 (No. 105/M-IND/11/2015) にて変更) にて、HS コード ex. 2807. 00. 00 に該当する酢酸に SNI 番号 0030：2011 が強制適用された。

- ・トリポリリン酸ナトリウム

2013 年 12 月 12 日付工業大臣規定 2013 年第 64 号 (No. 64/M-IND/12/2013、2015 年 11 月 25 日付工業大臣規定第 104 号 (No. 104/M-IND/11/2015) で変更) にて HS コード ex. 2835. 31. 00 に該当する技術的品質トリポリリン酸ナトリウムに SNI 番号 2109：2011 が強制適用になった。

- ・炭化カルシウム

2013 年 12 月 12 日付工業大臣規定 2013 年第 65 号 (No. 65/M-IND/12/2013、2015 年 11 月 25 日付工業大臣規定第 103 号 (No. 103/M-IND/11/2015) で変更) にて、HS コード ex. 2849. 10. 00 に該当する炭化カルシウム (CaC₂) に SNI 番号 2861：2011 の強制適用が定められた。

- ・酸化亜鉛

2013 年 12 月 12 日付工業大臣規定 2013 年第 66 号 (No. 66/M-IND/12/2013、2015 年 11 月 25 日付工業大臣規定 2015 年第 102 号 (No. 102/M-IND/11/2015) で変更) にて、HS コード ex. 2817. 00. 10 に該当する酸化亜鉛に SNI 番号 0085：2009 の強制適用を決めた。

- ・酸化アルミニウム

2013 年 12 月 12 日付工業大臣規定 2013 年第 67 号 (No. 67/M-IND/12/2013、2015 年 11 月 25 日付工業大臣 2013 年規定第 101 号 (No. 101/M-IND/11/2015) で変更) にて、HS コード ex. 2833. 22. 10 に該当する酸化アルミニウムに SNI 番号 0032：2011 の強制適用を決めた。

・ RBD パームオレイン

2013年12月27日付工業大臣規定2013年第87号(No. 87/M-IND/12/2013、2015年3月20日付工業大臣規定2013年第35号(No. 35/M-DAG/PER/3/2015) および2015年11月25日付工業大臣規定第100号(No. 100/M-IND/11/2015)、2018年12月27日付工業大臣規定2018年第47号で変更)にて、以下のRBD パームオレイン3品目にSNI 番号7709：2012の強制適用を決めた。2020年1月3日に発効予定：

- a. Ex. 1511. 90. 92. 00 内容量20kgまでの梱包RBD パームオレイン
- b. Ex. 1511. 90. 99. 00 内容量20kg超の梱包RBD パームオレイン
- c. Ex. 1516. 20. 98. 00 内容量20kgまで、および20kg超の梱包の水素化RBD パームオレイン

・ LPG 高圧レギュレーター

2017年5月17日付工業大臣規定2018年第12号にて、HSコードex 8481. 10. 99に相当するLPG高圧レギュレーターにSNI 7618：2012の適用を義務付けた。

・ アゾ色素

2014年2月13日付工業大臣規定2014年第7号(No. 07/M-IND/PER/2/2014、11月16日付工業大臣規定第97号(No. 97/M-IND/PER/11/2015)で変更)にて、HSコード6111. 20. 00、6111. 30. 00、6111. 90. 10、6111. 90. 90、6209. 20. 30、6209. 20. 40、6209. 20. 90、6209. 30. 10、6209. 30. 30、6209. 30. 40、6209. 30. 90、6209. 90. 00、ex 9619. 00. 91、ex 9619. 00. 99に相当する乳児衣料に使用されるアゾ色素にSNI 7617：2013の適用を義務付けた。アゾ色素にはフォルムアルデヒドは検出されないこと、金属の含有度はカドミウム最大0.1mg/kg、銅最大25mg/kg、スズ最大0.2mg/kg、ニッケル最大1.0mg/kgに制限される等の規定あり。対象品目は、工業省ウェブサイトの法令のページ(Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>)で確認できる。

・ 固形 NPK 肥料

2014年2月13日付工業大臣規定2013年第8号(No. 08/M-IND/PER/2/2014)にて、HSコード3105. 20. 00に相当する混合無機肥料の固形NPK肥料にSNI 2803-2012の適用を義務付けた。

・ 非合金熱延/再熱延鉄棒

2014年5月21日付工業大臣規定2014年第35号(No. 35/M-IND/PER/5/2014)にて、HSコード7214. 99. 99に該当する公共用日合金熱演スラッシュ再熱演棒鋼(Baja Batangan)

に SNI 7614-2010 の強制適用を決めた。

・ キャストアイアン・ハブ・パイプ

2014年10月2日付工業大臣規定2014年第82号（No. 82/M-IND/PER/10/2014）にて、HSコード Ex 7307.11.10、Ex 7307.11.90、Ex 7307.19.00 に該当するキャストアイアン・ハブ・パイプに SNI 番号 0139-2008 の強制適用を決めた。

・ インスタントコーヒー

2014年10月17日付工業大臣規定2014年第87号（No. 87/M-IND/PER/9/2014、2015年6月4日付工業大臣規定第55号（No. 55/M-IND/PER/6/2015）、2016年1月18日付工業大臣規定第3号（No. 03/M-IND/PER/1/2016）にて変更）にて、HSコード2101.11.10に該当するインスタントコーヒーに SNI 2983 : 2014 の強制適用を決めた。

・ LPG コンロ・ホース

2015年1月16日付工業大臣規定2015年第15号（No. 15/M-IND/PER/1/2015、2015年9月29日付工業大臣規定第75号（No. 75/M-IND/PER/9/2015）、2016年1月7日付工業大臣規定第2号（No. 02/M-IND/PER/1/2016）で変更）にて、LPG コンロ・ホースの SNI 強制適用を決めた。

- ① SNI 8022:2014 熱硬化性樹脂ホース HS Ex. 3917.32.20
装備品なし
- ② SNI 8022:2014 熱硬化性樹脂ホース HS Ex. 3917.32.00
装備品あり
- ③ SNI 8022:2014 ゴムホース、装備品なし HS 4009.31.20、4009.41.10
- ④ SNI 8022:2014 ゴムホース、装備品あり HS 4009.32.20、4009.42.20

・ 低圧ガスコンロ

2015年3月30日付工業大臣規定第37号（No. 37/M-IND/PER/3/2015）にて、HSコード Ex. 7321.11.00 に該当する二口・三口点火式低圧ガス・コンロに SNI 番号 7469 : 2013 の強制適用を決めた。

・ 建設用ガラスブロック

2015年6月3日付工業大臣規定第54号（No. 54/M-IND/PER/6/2015、2015年9月29日付工業大臣規定第83号（No. 83/M-IND/PER/9/2015）で変更）にて、HSコード Ex. 7016.10.00 および Ex. 7016.90.00 に該当する建設用ガラスブロックのガラスに SNI 21690 : 2013 の強制適用を決めた。

・ビスケット

2015年7月23日付工業大臣規定第60号（No. 60/M-IND/PER/7/2015、2015年11月16日付工業大臣規定第96号（No. 96/M-IND/PER/11/2015）で変更）にて、次のビスケット5種にSNI 2973：2011の強制適用を決めた：

- ① カカオを含まない甘いビスケット（ビスケット、クラッカー、パイ）
Ex. 1905. 31. 10. 00
- ② カカオを含む甘いビスケット（同上） Ex. 1905. 31. 20. 00
- ③ ウエハース Ex. 1905. 32. 00. 00
- ④ その他甘くないビスケット（ビスケット、クラッカー、パイ） Ex. 1905. 90. 20. 00
- ⑤ その他のビスケット（同上） Ex. 1905. 90. 90. 00

・メラミン製食器類

2015年9月29日付工業大臣規定第77号（No. 77/M-IND/PER/9/2015）にて、HSコード3924. 10. 10に該当するメラミン製食器類にSNI番号7322：2008の遵守を義務付けた。

・プラスチック垂直シリンダー・プラスチック水槽ーポリエチレン

2015年9月29日付工業大臣規定第78号（No. 78/M-IND/PER/9/2015）にて、HSコード3925. 10. 00に該当するプラスチック垂直シリンダー・プラスチック水槽ーポリエチレンにSNI番号7276：2014の強制適用を定めた。

・水道鋼管

2016年2月22日付工業大臣規定第11号（No. 11/M-IND/PER/2/2016）にて、水道鋼管（HSコード ex. 7305. 31. 90、ex. 7305. 39. 90、ex. 7306. 30. 91、ex. 7306. 30. 92、ex. 7306. 30. 99、ex. 7306. 50. 99、ex. 7306. 90. 91、ex. 7306. 90. 92、ex. 7306. 90. 99、亜鉛メッキをしたかしないかに関わらず）にSNI 0039：2013の強制適用を決めた。

・ツナ・イワシ・サバ缶詰

2023年10月4日付海洋水産大臣規定2023年第32号にて、HSコード ex. 1604. 14. 11、ex. 1604. 19. 90、ex. 1604. 14. 19、ex. 1604. 14. 19のツナの缶詰にSNI 8223：2022、HSコード ex. 1604. 13、ex. 1604. 12、ex. 1604. 15、ex. 1604. 16、ex. 1604. 19番台13品目（8桁のHSコード・ベース）のイワシおよびサバの缶詰にSNI 8222：2022を、それぞれ強制適用とすることを決めた。対象品目は、海洋水産省ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Kelautan dan Perikanan<https://jdih.kkp.go.id/HomeDev/PeraturanAll?peraturan=52>）で確認できる。

・ 電力器具製品／電力利用製品

2018年1月23日付エネルギー鉱物資源大臣規定2018年第2号により、電力システム／電力据え付けと共に、電力器具製品および電力利用製品に関する20件のSNI強制適用が定められている。詳細はエネルギー鉱物資源省（Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral）ウェブサイトの法令ページで確認できる。

エネルギー鉱物資源省：法令のページ (<http://jdih.esdm.go.id/>)

・ 潤滑油

2018年9月5日付工業大臣規定2018年第25号にて、HSコードEx. 2710. 19. 43、Ex. 3403. 19. 12、Ex. 3403. 19. 19、Ex. 3403. 99. 12、Ex. 3403. 99. 19に該当する潤滑油に、次のSNI番号の適用が義務付けられている：

- ① 自動車用ガソリンモーターの潤滑油 7069. 1 : 2012
- ② 二輪車用ガソリンモーターの潤滑油 7069. 2 : 2012
- ③ 空調設備用ガソリンモーターの潤滑油 7069. 3 : 2012
- ④ 水冷却設備用ガソリンモーターの潤滑油 7069. 4 : 2012
- ⑤ 高回転ディーゼル油モーターの潤滑油 7069. 5 : 2012
- ⑥ マニュアルトランスミッション・ギアの歯車の潤滑油 7069. 6 : 2012
- ⑦ オートマチックトランスミッションの潤滑油 7069. 6 : 2012

潤滑油製造業者は、潤滑油の品質を管理・監督するための機器を有していなければならない。

・ 自転車

2018年10月1日付工業大臣規定2018年第30号により、HSコード8712. 00. 30、Ex. 8712. 00. 90に該当する普通自転車にSNI番号1049 : 2008、HSコード8712. 00. 20に該当する児童用自転車にはSNI番号8224 : 2016の強制適用が定められている。

・ 硫酸

2019年5月20日付工業大臣規定2019年第21号により、HSコード2807. 00. 00に該当する硫酸（化学式 H_2SO_4 ）にSNI番号30 : 2017の強制適用が定められている。

・ パーム食用油

2019年12月27日付工業大臣規定2019年第46号にて、HSコード1511. 90. 36、1511. 90. 37、および1511. 90. 39に該当するパーム食用油にSNI番号7709 : 2019の強制適用を決めた。

・ 砂糖

2003年1月5日付農業大臣決定2003年第3号（No. 03/Kpts/KB. 410/1/2003）にて粗糖にはSNI番号01-3140.1-2001、2013年6月17日付農業大臣規定2013年第68号（No. 68/Permentan/OT. 140/6/2013）にて白砂糖にはSNI番号3140.3:2010およびその修正1.2011の強制適用がそれぞれ決まっている。

・ 紙

2020年8月6日付工業大臣規定2020年第20号にて、HSコード4804.39.20、4804.42.10、4804.49.10、4804.52.10、4804.59.10、4806.10.00、4806.20.00に該当する食品包装向け紙および段ボール紙にSNI番号8218:2015の強制適用を決めた。制定日（2020年8月11日）から18ヶ月後に発効する。

・ スプレーヤー

2020年9月8日付工業大臣規定2020年第25号にて、背負うタイプの庭手入れ用スプレーヤーにSNI強制適用を決めた。制定日2020年9月14日から12ヶ月後に発効。

- a. セミオート・スプレーヤー（HS 8424.41.10と8424.41.20、容量：鉄製タンク6～18リットル、プラスチックタンク12～18リットル）にはSNI番号4513:2012
- b. 電気式スプレーヤー（HS 8424.41.90、容量：鉄製タンクもプラスチックタンクも14～22リットル）にはSNI番号8485:2018

・ 台所家電・湯沸かし家電

2020年12月14日付け工業大臣規定2020年第58号にて、250ボルトを超えない台所家電と家庭用湯沸かし家電にSNIの強制適用を決めた。2020年12月23日から12ヶ月後に発効予定。

対象は、電気ブレンダー／ジュース／ミキサー（HSコードex 8509.40.00）、3リットル・1千ワットまでの炊飯器（同ex 8516.60.10）、10リットルを超えない電気ケトル（同ex 8516.79.10）、電気湯沸かし棒（同8516.10.30）、冷却・湯沸かし機能のついたウォーターディスペンサー（同8516.10.11、ex 8516.10.19）で、適用されるSNI番号は：

- a. SNI 7859:2013
- b. SNI IEC 60335-2-14-2011
- c. SNI IEC 60335-2-15-2011
- d. SNI IEC 60335-2-74-2010

e. SNI IEC 60335-2-24-2009

・注射剤容器

2021年5月28日付工業大臣規定2021年第15号にて、注射剤を入れる容器のガラス製のアンプル（HS 7010.10.00）にはSNI 8823:2019、同じく注射剤を入れる容器のガラス製のバイアル（HS Ex. 7010.90.40）にはSNI 4082:2019の強制適用を決めた。本令は施行日（2021年6月9日）から12ヶ月後に発効する。

・結晶シリコン型太陽光パネル

2021年1月5日付エネルギー・鉱物資源大臣規定2021年第2号にて、HSコードex. 8541.40.22に該当する結晶シリコン型太陽光パネル（モジュール）に、SNI IEC 61215-1:2016（テスト条件）、SNI IEC 61215-2:2016（テスト手順）、SNI IEC 61215-1-1:2016（特別条件）を強制適用することを決めた。すでに流通している結晶シリコン型太陽光パネルは、2021年1月7日より12ヶ月間に本令に調整するよう求められている。

以上